

# 災害時における応急測量設計業務に関する協定書



春日市

一般社団法人 筑紫地区建設コンサルタンツ協会



## 災害時における応急測量設計業務に関する協定書

春日市（以下「甲」という。）と一般社団法人筑紫地区建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急測量設計業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、春日市内（春日市外において甲が所有又は管理する施設の存する区域を含む。以下同じ。）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における応急測量設計業務（災害により被害を受けた甲が所有又は管理する施設の設計及び当該施設に係る土地の測量をいう。以下「業務」という。）の実施に関する手続等を定め、もって被害の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務実施の要請）

第2条 甲は、春日市内で発生した災害により被害を受けた場合において、当該被害の早期復旧が必要であると認めるときは、被害状況に応じて乙に業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面又は口頭により行い、書面による委託契約の締結は省略するものとする。

3 乙は、特別な事情により業務を実施できない場合は、その旨を速やかに電話等により甲に連絡するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項による要請があった場合は、直ちに業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施後遅滞なく、業務の成果品等を書面等により甲に提出するものとする。

### （経費の負担）

第4条 業務の実施に要する経費は、原則として甲が負担する。

2 前項の経費の算出については、実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

### （乙の責務）

第5条 乙は、業務の実施に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解し、最高の技術を発揮できるよう努めなければならない。

2 乙は、業務の実施に当たっては、法令を遵守し、作業の安全と円滑を図るとともに、甲と密接な連絡をとらなければならない。

3 乙は、適切に業務が実施できるよう、防災情報や天気予報等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

### （体制の整備）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に実施されるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(秘密の厳守)

第7条 乙は、この協定に基づく業務の実施により知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに甲乙いずれからも解除の申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月27日

甲 春日市

代表者 春日市長 井上 澄彦



乙 筑紫野市二日市中央一丁目1番50号

一般社団法人 筑紫地区建設コンサルタント協会

代表理事 大和 公彦



